インドネシア個人情報保護法の新施行規則解説

―政令2026年第33号の主要ポイントと施行日までに求められる対応―

2026年10月15日（木）

齋藤　英輔（ジェトロプラットフォーム事業CDR）
濵田　聖（TMI総合法律事務所）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

目次

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任

2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係

3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応

4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続

5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任
2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係
3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応
4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続
5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

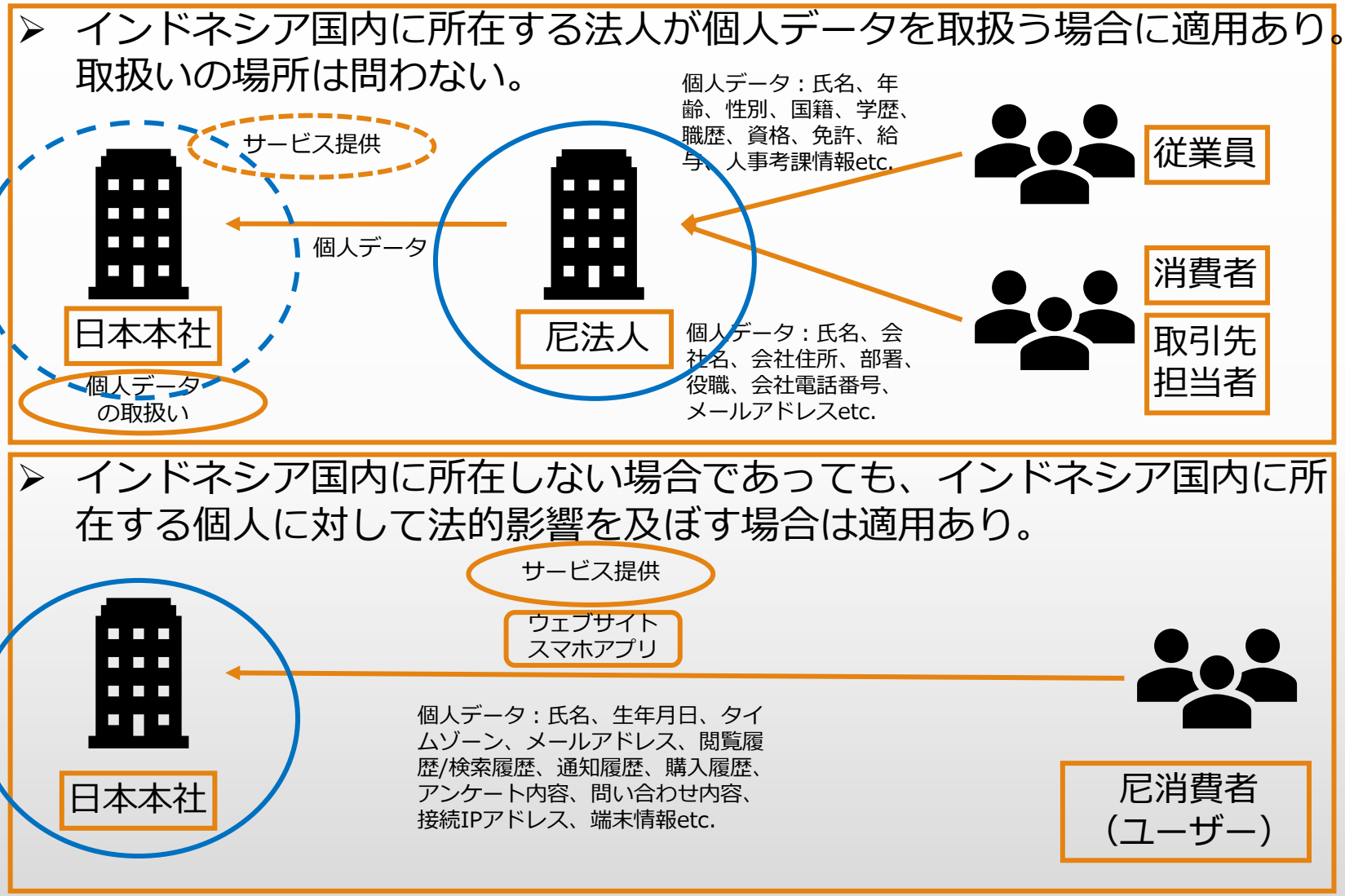
誰に適用されるか？

（第２条1項）
この法律は、 この法律の下で法律行為を行う**すべての者**、公的機関および国際団体に、以下の場合に適用される。

a. インドネシア共和国の管轄内に所在する場合；及び
b. インドネシア共和国の管轄外に所在する場合で、①インドネシア共和国の管轄内に法的影響を及ぼす場合又は②インドネシア共和国の管轄外においてインドネシア国籍者である**個人データ**主体に法的影響を及ぼす場合。

＊「すべての者」（Setiap Orang）：個人又は法人
＊「個人データ」（Data Pribadi）： 電子的または非電子的手段により、直接または間接的に、単独で若しくは他の情報と組み合わせて、識別される、または識別可能な個人に関するデータ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.



Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

FAQ

センシティブ情報に関する特別な規定はありますか？



特定個人データ (Data Pribadi yang bersifat spesifik)

- 個人の健康情報、生体情報、遺伝情報、犯罪記録、子供の情報、財産情報及びその他法定されている情報　※宗教は含まれていない
- 個人データ保護の影響評価義務（34条）、DPOの選任（53条1項ｃ）で関係する可能性
- 上記以外に異なる取り扱いに関する定めはない

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

いつ適用されるか？

個人データを取得・保有する場合には適用される。

＜例＞

- 消費者と取引を行う場合に、消費者の個人データを取得
- 従業員の個人データを取得・保有
- 内部通報制度を通じて従業員情報を取得
- 取引先の担当者の個人データを取得（個人➡会社）
- 他方で取引先の会社から個人データを取得する場合は、取引先会社が一次的に同意を取得していることを確認（会社➡会社）



Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

例外規定

（第２条２項）
この法律は、個人が個人または家庭における活動で個人データを処理する場合には適用されない。

➡ 友人・家族などのプライベートな目的での個人データの取得など

- ✓ PDP法にはより詳細な解説・説明はない。
- ✓ 2条2項に関して、憲法裁判所に違憲審査の申立てがあったとの報道。
  - ✓ 個人・家庭における活動に適用されない場合は、個人データ保護が徹底されない恐れがあるとの主張
  - ✓ この審議の過程で「個人または家庭における活動」のスコープが明確化される可能性

（ニュース参照：https://news.detik.com/berita/d-6390811/belum-2-bulan-disahkan-uu-perlindungan-data-pribadi-digugat-ke-mk）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

どのような義務が課せられるか？

具体的には、コントローラー及びプロセッサーの義務

➢ 「コントローラー」（Pengendali Data Pribadi）
個人データの処理に関して目的を決定し管理する権限を単独又は共同で行使するすべての者、公的機関、及び国際団体をいう。

➢ 「プロセッサー」とは（Prosesor Data Pribadi）
コントローラーに代わり、個人データの処理を単独又は共同で行うすべての者、公的機関、及び国際団体をいう。

＊「個人データの処理」とは（Pemprosesan/Processing）

個人データの取得、収集、フィルタリング、分析、保管、訂正、更新、表示、公表、移転、頒布、開示、消去、破棄を含む広範な概念

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1 PDP法の基礎

（１）同意の取得（個人データの取扱いに関する適法化根拠）

- 個人データの取得・利用・開示には、原則としてデータ主体の明示的な同意が必要（第20条）
- 同意は書面（録音を含む）で取得。電子・非電子いずれの方法も可（第22条1項）
- 同意はインドネシア語で取得する必要（言語法（法律2009年第24号）、大臣規則6条）
- 同意取得時に提示する事項：適法化根拠、処理目的、個人データの種類・詳細、保存・処理期間、データ主体の権利（第21条1項）

同意を取得できない場合は？

- PDP法が定める他の適法化根拠に基づく処理が可能（第20条2項）
  - 契約の履行、法令上の義務の履行、データ主体の重大な利益の保護、公共の利益・権限行使、正当な利益
  - 例：従業員データ＝雇用契約の履行・法令上の義務、取引先担当者の名刺情報＝正当な利益

施行規則による同意・正当な利益の評価・プライバシーノーティス等の詳細は後述（３（１））

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

（２）～（９）処理に関する基本的な義務

- 防犯カメラ等の視覚データデバイスを公共スペースに設置する場合は設置を表示（17条）
- 児童・障がい者のデータは保護者・後見人等の承認を取得（25～26条）
- 目的を限定し、透明性をもって処理。データの正確性を確保（27～29条）
- 処理の記録を作成。高リスクの処理はDPIA（影響評価）を実施（31条・34条）
- 安全管理措置を講じ、秘密を保持（35～36条）

（１０）～（１３）管理体制・データ主体への対応

- 処理に関与する者を監督し、不正アクセスを防止（37～39条）
- 訂正、アクセス、処理の停止・制限、削除等の請求に3×24時間以内に対応（30条・32条・40～45条）
- 買収・合併・解散等の際は、データ主体に事前・事後に通知（48条）

- DPIA、記録、M&A時の通知等の詳細は政令2026年第33号で規定（後述）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

（１４）インシデント発生時の通知義務（46条）

- 発生から3×24時間以内に、データ主体と当局へ書面で通知
- 通知事項：①対象の個人データ　②発生時期・方法　③コントローラーの対応措置
- 公共サービスの妨げ等、一定の場合は公表も必要

（１５）DPOの選任義務（53条・54条）

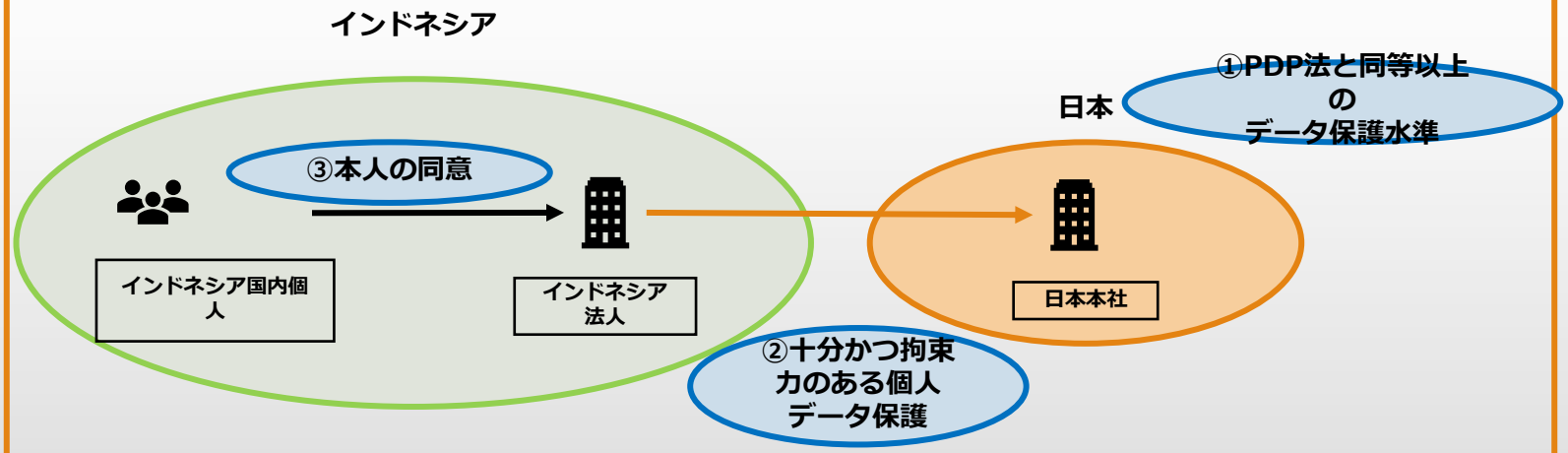
- 次のいずれかに当たる場合はDPOを選任：①公共サービスのための処理　②大規模かつ定期的・体系的なモニタリングが中核業務　③特定個人データ・犯罪関連データの大規模処理が中核業務
- DPOはPDP法の遵守について助言・監督を行う

- 通知・公表の詳細、DPO（政令上は「PPDP」）の任務・体制は政令2026年第33号で規定（後述）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

（１６）個人データの国外移転（第５６条）　※施行規則の詳細は後述

- PDP法上、インドネシア国外へ個人データを移転するためには、以下の①～③のいずれかを満たさなければならない
  - ① 個人データの移転に際して、個人データを受領する者の所在地が、PDP法において規定されている個人データ保護水準と同等またはそれ以上の水準にあることを保証すること
  - ② 十分かつ拘束力のある個人データの保護があることを保証すること
  - ③ データ主体の承諾を得ること



- 移転前の評価・通知、SCC・BCR、同意による移転の条件等の詳細は政令2026年第33号で規定（後述）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

プロセッサーは、個人データの処理につき、以下の義務を負う（第５１条）

プロセッサーの義務	根拠条文
コントローラーの指示に従って個人データを処理しなければならない	第51条1項
PDP法に従って個人データを処理しなければならない	第51条2項
プロセッサーによる個人データの処理は、コントローラーの責任のもとに行われなければならない	第51条3項
第三者に個人データの処理を関与させる場合は、事前にコントローラーから書面による承諾を取得しなければならない	第51条5項
コントローラーによる指示および目的外で個人データの処理を行った場合の責任は、プロセッサー自身で負わなければならない	第51条6項

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

上述のコントローラーの負う義務のうち、以下については、プロセッサーも遵守する義務を負う（第５２条）

プロセッサーの義務（続き）	根拠条文
個人データの正確性を確保しなければならない	第29条
個人データがどのように処理されたかを記録しなければならない	第31条
個人データのセキュリティー保護のため安全管理措置を講じなければならない	第35条
個人データの秘密性を保持しなければならない	第36条
個人データの処理に関与する全ての者を監督しなければならない	第37条
個人データを不正な処理から保護し、不正アクセスを防止するためのセキュリティー措置等を講じなければならない	第38～39条

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

➢ **行政制裁**

違反行為	行政制裁（法人）	条文
• コントローラー・プロセッサーの義務違反（DPO選任、国外移転等を含む）	①書面による警告	57条2項
	②個人データの処理活動の一時停止	
	③個人データの削除	
	④行政罰金（最大で年間収入の2%）	57条2項・3項

➢ **刑事罰**

違反行為	刑事罰（個人）		条文
他人の個人データを不正に取得（利益目的・損害のおそれ）	罰金50億ルピア以下／禁錮5年以下	＋利益・財産の没収、損害賠償（69条）	67条1項
他人の個人データを不正に公開	罰金40億ルピア以下／禁錮4年以下		67条2項
他人の個人データを不正に利用	罰金50億ルピア以下／禁錮5年以下		67条3項
個人データを偽造等（利益目的・損害のおそれ）	罰金60億ルピア以下／禁錮6年以下		68条

- 法人の場合：罰金は個人の最大10倍（70条3項）。事業の凍結・許認可の取消等の追加刑もあり得る（70条4項）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任
2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係
3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応
4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続
5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2 PDP法と新施行規則の概要

2022年10月17日	2024年10月17日	2026年7月16日	2027年1月16日
PDP法成立・施行	移行期間（2年）満了	政令2026年第33号 公布	政令 施行（225条）

ポイント

- 正式名称：政令2026年第33号（PDP法の施行規則）。施行日は公布から6か月後の2027年1月16日
- 2022年時点で「政令で詳細」とされていた事項（DPIA、M&A時の通知、DPO（PPDP）、国外移転、行政制裁の手続等）がまとめて具体化
- ROPA（13項目）、保存期間ポリシー、プライバシーノーティス、DPA、域外移転の評価・通知、インシデントの文書化など、文書整備の義務が大幅に増加
- 監督機関（Agency）の権限と行政制裁（最大で年間収入の2%の行政罰金）の手続も規定
- 「日（Days）」は営業日を意味する（1条19号）

施行日まで約3か月　→　社内文書・契約・仕組みの整備を急ぐ必要

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2 PDP法と新施行規則の概要

既存法令との関係

- 既存の個人データ保護法令は、本政令に抵触しない限り有効に存続（224条）。電子情報取引法、政令2019年第71号、大臣規則2016年第20号等も引き続き確認
- Agency規則が定められるまでは、本政令に抵触しない範囲で処理を継続（223条）。既存の処理活動も施行日までに見直しが必要
- PSEは、大臣規則2016年第20号に基づく国外移転時の通信デジタル省との調整（移転計画・結果の報告等）も要確認

今後の動向に注目（Agency規則に委任）

- 内部規程の作成指針（28条）、DPIA（122条）、インシデント対応（119条）、PPDPの選任・資格（142条～144条）
- 同等国の評価手続（168条）、標準契約条項（SCC）（170条）、行政制裁の手続（187条・199条）
- 2026年9月時点で、同等性が認められた国・国際機関のリストは未公表

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任
2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係
3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応
4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続
5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

適法化根拠（30条）

明示的な同意	**契約の履行**	**法令上の義務の履行**
データ主体の重大な利益の保護	**公共の利益・公共サービス・権限行使**	**正当な利益**

同意に関する主な規律

- 同意取得前に、必要情報を簡潔・正確に提供（33条）＝プライバシーノーティス
- 同意取得の仕組みは提供情報と紐付ける（34条）
- 同意しない場合でも、処理が不可欠な場合を除き、商品・サービスの質を下げてはならない（35条1項）
- 商品・サービスの勧誘目的の場合、提供先の第三者、勧誘の形態、撤回・通報の仕組みを明示（35条2項）
- 欺瞞的・誤導的な方法による同意取得の禁止（35条3項）
- 同意の証跡は保存する必要（36条）
- いつでも同意を撤回できる仕組みを確保（37条・90条）。撤回申請から3×24時間以内に処理を停止（92条）
- 子供（18歳未満かつ未婚）：識別措置、親権者等の同意とその検証、成人に達した際の移行手続（1条21号・38条）
- 障がい者：識別措置、本人又は後見人の同意、権利行使のためのアクセシビリティの確保（39条）
- 同意は書面（録音を含む）で取得する（PDP法22条）。インドネシア語での取得が必要な点にも注意

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

適法化根拠（30条）

明示的な同意	**契約の履行**	法令上の義務の履行
データ主体の重大な利益の保護	公共の利益・公共サービス・権限行使	**正当な利益**

契約を根拠とする場合（43条・44条）

- 契約に、処理目的、契約目的との関係、データ主体の権利、コントローラーの保証、関係当事者など少なくとも9項目の記載が必要
- 記載を欠く場合は契約を根拠とすることができない
- データ主体に責任を転嫁する条項は禁止

正当な利益を根拠とする場合（53条・54条・56条）

- 事前に、①必要性・目的・データ主体の権利とコントローラーの利益の衡量の分析、②データ主体に法的・不利益な影響がないことの評価（軽減措置を含む）を実施
- いずれも文書化し、求めがあればデータ主体に説明
- 例：セキュリティ監視、健康・安全、犯罪防止（53条注釈）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

プライバシーノーティスは全ての適法化根拠について必要

PDP法	政令2026年第33号
➢ 情報提供義務は同意に基づく処理の場合のみ（PDP法21条） ➢ 通知の形式の定めなし	➢ 全ての適法化根拠について情報提供が必要（62条2項） ➢ プライバシーノーティスで常時アクセス可能に

プライバシーノーティスの記載事項（62条1項）

➢ ①処理の適法性（根拠）　②処理目的　③個人データの種類・関連性　④保存期間　⑤収集情報の詳細（取得元、提供先、プロセッサー、安全管理措置）　⑥処理期間　⑦データ主体の権利（行使の仕組み）

運用上のルール

➢ 処理開始前から提供し、処理期間中は容易にアクセスできる状態を維持（62条3項・4項）

➢ 記載事項を変更する場合は、変更前にデータ主体へ通知（62条5項）

➢ 本人以外から間接的に取得した場合は、取得後30営業日以内に提供（64条）

➢ 免責条項の記載は禁止（65条）。共同コントローラーは追加情報（関与コントローラー、目的の関係、共同窓口等）を提供（63条）

従業員データも同意以外の根拠で処理し得るが、ノーティスは必要 → 従業員向け・取引先向けノーティスを整備

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

処理活動記録（ROPA）の制定が必要

No.	記録事項	No.	記録事項
(a)	コントローラー・共同コントローラー・プロセッサーの連絡先	(h)	アクセスする第三者
(b)	DPO（PPDP）の連絡先	(i)	データ主体の権利の履行
(c)	データの取得元・提供先	(j)	データフローマップ
(d)	適法化根拠	(k)	保存期間
(e)	処理目的	(l)	安全管理措置
(f)	データの種類	(m)	移転の詳細
(g)	データ主体の類型		

- 変更があれば更新し、Agencyの求め・監査の際に提出（74条7項～10項）
- プロセッサーにも、プロセッサー名・連絡先、処理の範囲、移転の詳細、安全管理措置の概要を記録させる
- ROPAは「データの棚卸し＋データフローマッピング」（74条注釈）。共同管理の場合は第三者アクセスも記載
- 域外移転の評価、DPIA、プライバシーノーティス作成とも連携

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

保存期間ポリシーの制定が必要

保存期間ポリシー（75条）

保存期間は、ポリシー文書により定める。少なくとも以下を記載

- 保存期間の定義・期間
- アーカイブの保存期間等の規定
- 対象となるデータ主体
- 対象となる個人データの種類・構成
- 統計・研究利用時の非識別化ルール
- 電子・非電子の破棄方法
- プロセッサーに関する規定
- 責任者
- 文書化・通知
- 法令上の保存義務がある場合はその根拠

削除・破棄の手続（86条・87条）

- 対象データと保存場所の特定、誤削除防止のための分離、方法の選択、安全な削除
- 削除・破棄の議事録（記録）を作成
- 完全削除の確認のための定期監査、削除方針の定期評価

削除・破棄のデータ主体への通知

- データの種類、理由、実施日、コントローラーの連絡先等を記載
- 事由に応じ、削除・破棄の前後3×24時間以内に通知（87条5項）
- プロセッサーには、データ主体への通知より前に通知し削除等を指示（88条）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

高リスクの処理を行う場合、処理開始前にデータ保護影響評価（DPIA）を実施（120条）

法的効果・重大な影響を伴う自動意思決定	**特定個人データの処理**	**大規模な処理**	**体系的な評価・スコアリング・監視**
データセットの照合・結合	**新技術の利用（AI・機械学習等）**	**データ主体の権利行使を制限する処理**	

DPIAの最低記載事項（121条2項）

- 処理活動・目的の説明（コントローラーの利益を含む）
- 必要性・比例性の評価
- データ主体の権利に対するリスク評価
- リスクから保護するための措置

運用上のルール

- DPIAと措置を文書化（121条4項）
- リスクに変化があれば見直し（121条5項）
- PPDPがいる場合はその助言を考慮し記録（121条6項）
- 損害のおそれがある場合等はAgencyに相談可能（122条）
- AI・機械学習は「新技術」として明示（注釈）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

プロセッサーとの間ではデータ処理契約（DPA）が必要

データ処理契約（DPA）（14条）

プロセッサーは契約に基づき選任。少なくとも以下を規定

- 処理の範囲・方法
- 処理の種類・目的
- データの種類
- データ主体の類型
- 処理期間
- 権利義務
- 監督・文書化・監査・検査の仕組み
- 紛争解決
- 他のプロセッサー（再委託先）の起用
- 共同で指定する連絡窓口

プロセッサーによる再委託（15条）

- コントローラーの事前の書面同意と、同等の保護を定める書面契約が必要

共同コントローラー（11条・12条）は契約が必要

- 要件：①コントローラー間の契約、②相互に関連する目的・方法の共同決定、③共同の連絡窓口
- 契約の記載事項：各コントローラーの適法化根拠、目的の関係、処理方法の合意、データの種類、法令遵守の役割分担、共同窓口
- 共同コントローラーは連帯して法的責任を負う

実務上の対応

- グループ会社間・委託先との既存契約を棚卸しし、DPA・共同コントローラー契約を締結又は改訂

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

個人データの域外移転の根拠は３段階

第１段階	第２段階	第３段階
同等以上の保護水準（168条）	**十分かつ拘束力ある保護措置**（169条）	**データ主体の同意**（173条）
➢ 移転先国の個人データ保護法制、監督機関、国際的コミットメント等の3点で評価 ➢ Agencyが同等国・国際機関のリストを公表（2026年9月時点で未公表）	➢ 法的拘束力・執行力ある文書（当局間取決め等） ➢ Agency策定の標準契約条項（SCC） ➢ 企業グループ内の拘束的企業準則（BCR）※事前承認要 ➢ その他Agencyが認める文書	➢ 上記いずれも確保できない場合に限る ➢ 非反復的、少数のデータ主体、リスク評価・保護措置、Agency及び本人への通知等の5条件を全て満たす場合のみ

- 第1段階のリスト作成時期は未定。日常的・継続的な移転は第２段階（SCC・BCR等）での対応が基本。
- SCCはAgencyが策定。定義、処理根拠、保護条項、侵害通知、受領者のデューデリジェンス義務が含まれる。矛盾しない追加条項も可。
- BCRは同一支配下のグループ内のみ利用可。移転前にAgencyの承認が必要。
- 保護措置の存在は書面等でAgencyに示す必要。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

移転前手続

移転前の手続（161条～163条）

- 移転のライフサイクルの記録・マッピング
- データが十分・関連・必要最小限であることの確保
- 依拠する法的手段の特定と、その実効性の評価（移転先の公的機関によるアクセス可能性を含む）
- 必要に応じた補完的措置・手続的措置
- 定期的な再評価
- 評価の考慮事項（12項目）：法的根拠、目的、関与当事者、分野、データ類型、移転方法、保存場所・アクセス、データ形式（暗号化等）、再移転の可能性、リスク評価、最小化、手続評価
- 移転の必要性・リスク評価（163条）

データ主体への事前通知（164条）

- ①移転目的　②保護手段の存在　③権利を確保する仕組み　④移転のリスクと軽減策

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

M&A、解散時の通知等

取引前の準備 → 事前通知 → 効力発生 → 事後通知

データ主体への通知（133条）

- 旧コントローラー・新コントローラーの双方が、効力発生の前後に通知
- 合併、分割、買収、統合、解散が対象（？）
- 通知事項：移転の事実、処理活動、新コントローラーの名称・連絡先、異議・処理停止の申出方法、新コントローラーによる処理開始時期、関係者がアクセスし得ること、旧コントローラーによるデータ破棄 等

解散時（132条・136条）

- 保管・移転・破棄を法令に従い実施し、解散の事実、協働する他の当事者、問合せ窓口を通知

取引前の対応（131条・134条）

- 未履行の権利義務の評価、DPIAの更新、移転の実務手順の準備
- 旧コントローラーと新コントローラーは個人データ保護契約を締結（取引契約の一部とすることも可）
- 取引完了までは両者は共同コントローラーの関係
- 旧コントローラーは、取引関係者による個人データへのアクセス条件を定める（133条6項）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

データインシデント対応

インシデント発生 → 確実に把握 → 3×24時間以内に通知 → 文書化・Agencyへ提出

通知義務（114条・115条）

- データ主体及びAgencyに書面で3×24時間以内に通知
- 起算点：インシデントを確実に、又は合理的に知った時
- 通知事項：①漏えいした個人データ　②漏えいの時期・方法　③対応・回復措置　＋PPDP又は連絡窓口
- 公共サービスの妨げ、公共の利益への重大な影響がある場合は公表
- プロセッサーは、コントローラーに可能な限り速やかに報告（118条）

文書化（116条）

- 対象データ、事案の概要、影響、過去・現在・今後の対応、通知のタイムラインを記録

社内規程の整備（117条）

- 役割・責任の分担
- 分析・分類・優先順位付け・監視・対応・解決（事後対応を含む）の仕組み
- 対応の記録と報告の仕組み
- 定期的な見直し・更新

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

PPDP（Pejabat atau Petugas yang Melaksanakan Fungsi Pelindungan Data Pribadi)/ データ保護責任者）

選任が必要な場合（142条1項）※PDP法53条と同じ3要件

- 公共サービスのための処理
- 中核的活動が、大規模かつ定期的・体系的な個人データの監視を必要とする場合
- 中核的活動が、特定個人データ又は犯罪関連データの大規模な処理である場合

PPDPの任務（145条）

- 法令遵守に関する情報提供・助言
- 法令・社内方針の遵守の監視
- DPIAに関する助言
- 個人データ処理に関する窓口

選任・体制（143条・144条・146条）

- 専門性・知識・能力に基づき選任。社内外の1名又は複数名でも可
- 経営陣への報告ライン、独立性・資源の確保、活動の記録
- 選任・資格の詳細はAgency規則に委任

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3 施行規則の主要ポイント

データ主体の権利行使への対応

権利・手続	条文	期限・要件
訂正・更新	71条	請求受領から3×24時間以内
アクセス	77条	請求受領から3×24時間以内（処理履歴を含む）
写しの交付	78条	可能な限り速やかに。受領・確認後3×24時間以内に交付時期を通知
同意の撤回	90条～92条	撤回申請から3×24時間以内に処理を停止
処理の一時停止・制限	99条・103条	3×24時間以内に実施し、実施後3×24時間以内に通知
削除・破棄	82条～87条	削除・破棄の前後3×24時間以内に通知
自動処理への異議	93条～95条	異議対応の仕組み、技術・影響の説明、人による代替処理
ポータビリティ	111条～113条	機械可読形式での取得・他のコントローラーへの移転
補償請求	106条～108条	まずコントローラーに請求。対応の仕組み・方針を整備

- 請求窓口の整備（21条）：容易にアクセス可能な窓口を設置。電子的に処理している場合は電子的に受付
- 本人確認（25条）。電子申請はコントローラーのシステムに到達した時が受領時（22条）
- 短い期限（3×24時間）に対応できる社内フローと担当者の指定が不可欠

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任
2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係
3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応
4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続
5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4 監督及び行政制裁

監督（180条～183条）

- Agencyはコントローラーの遵守状況を監督（モニタリング、統制、検査、追跡）。所管省庁（例：金融分野はOJK）と調整
- 監督結果のフォローアップとして、以下の指示を出すことが可能：

権利の履行、義務の履行、処理の停止・制限、契約の停止・変更、国外移転の停止 等。行動計画・進捗報告を求めることも可

- 監督結果を公表する権限

行政制裁の種類（184条2項）

- 書面による戒告
- 処理活動の一時停止
- 個人データの削除・破棄
- 行政罰金
- 複数の制裁の同時適用、戒告を経ない制裁も可能（184条7項・8項）

行政罰金（185条）

年間収入の最大2%

- 違反の影響、期間、データの種類、対象者数、協力の程度、事業規模、支払能力、遵守状況等を考慮
- 一定の場合は0ルピア（0%）とすることも可能
- 年間収入：当該期間における企業の通常の活動から生じる経済的便益の総流入額（その流入が、投資家の出資に起因しない資本金の増加をもたらす場合に限る）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4 監督及び行政制裁

申立て・監督	書類審査	調査	制裁決定
書面による申立て又は監督結果（189条）	受領から3営業日以内（190条）	開始から14営業日以内。最大60営業日まで延長可（192条）	調査終了から30営業日以内。公式媒体で公表（195条）

制裁決定後

- 公表日から30営業日以内に決定を履行（延長申請可）（195条5項・6項）
- 通知受領後14営業日以内に書面で異議申立て可能。ただし履行は停止されない（197条）
- 異議が棄却された場合は行政裁判所に提訴可能（197条8項）

調査時の権限

- 関係者の呼出し、資料・情報の提出要求、専門家の招致、電子システム・施設の検査（データへのアクセスを含む）（192条3項）
- 制裁対象となる義務違反は184条1項に列挙（ROPA、プライバシーノーティス、DPIA、インシデント通知、PPDP、域外移転等）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1　PDP法の基礎
（1）誰に、いつ、どのような義務が課されるか？
（2）コントローラーの義務
（3）プロセッサーの義務
（4）刑事責任・行政責任
2　PDP法と新施行規則の概要
（1）施行規則の制定と概要
（2）既存法令・今後のAgency規則との関係
3　施行規則の主要ポイント
（1）適法化根拠・同意・プライバシーノーティス
（2）処理活動記録（ROPA）・保存期間ポリシー
（3）データ保護影響評価（DPIA）
（4）データ処理契約（DPA）・共同コントローラー
（5）個人データの域外移転
（6）M&A・解散時の通知等
（7）データインシデント対応
（8）PPDP（データ保護責任者）
（9）データ主体の権利行使への対応
4　監督及び行政制裁
（1）監督機関（Agency）の権限
（2）行政制裁の内容と手続
5　施行日までの対応
（1）整備が必要な文書・仕組み
（2）対応のための４ステップ

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

5 施行日までの対応

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
データマッピング	**GAP分析**	**法対応の実装**	**社内教育／定期監査**
➢ 保有する個人データ（従業員・取引先・顧客）、取得元・提供先、保存場所、国外移転の有無を棚卸し ➢ ROPA（13項目）の作成につなげる	➢ 政令の要求事項と現状の規程・契約・運用を比較 ➢ 適法化根拠の整理、DPIA・PPDPの要否、域外移転の手段を判定	➢ プライバシーノーティス、保存期間ポリシー、内部規程、インシデント対応規程 ➢ DPA・共同コントローラー契約・グループ内移転契約 ➢ 権利行使の窓口・フロー	➢ 従業員研修、3×24時間対応の訓練 ➢ 内部・外部監査、ROPA・DPIAの定期見直し ➢ Agency規則・SCC・同等国リストのモニタリング

目標：施行日 2027年1月16日 までに主要文書の整備を完了

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

5 施行日までの対応

- 政令2026年第33号は2026年7月16日に公布され、2027年1月16日に施行される
- PDP法で「政令待ち」とされていた事項（DPIA、M&A時の通知、PPDP、域外移転、行政制裁等）の詳細が明らかに
- 全ての適法化根拠でプライバシーノーティスが必要となり、ROPA・保存期間ポリシー・DPAなど多数の文書整備が求められる
- 域外移転は３段階。同等国リスト・SCCは未公表。BCR・契約等による対応の検討と今後の動向の注視が重要
- インシデント通知・権利行使の多くは3×24時間以内の対応が必要。社内フローの整備が不可欠
- 違反には年間収入の最大2%の行政罰金等。施行日までに４ステップで計画的に対応を

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

質疑応答

本資料は、2026年10月1日時点の情報に基づき一般的な情報提供を目的として作成したものであり、個別の事案に対する法的助言を構成するものではありません。具体的な対応については専門家にご相談ください。政令の日本語訳は参考訳です。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

免責事項

- 本資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。
- 本資料の無断での掲載、複製、転送、配布等を禁止します。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.